

実際にいじめが減ったというような文献がありましたら是非とも教えて頂きたい。こういうふうに思います。

■■次にいじめの問題ですが、これはこれ迄も問題でしたし、将来的に全く問題として排除する事は不可能なことだと思います。ですからいじめの問題と学校というのはこれからもついてまわる問題だと思います。最善の方法としてはいじめを早期に発見して、それをどう抱え込んで行って、全体的ないじめの件数を減らすかという事ではないかと思います。こちらの方に関連して生徒の役割というものは、学校に対してアドバイスを実際にする、何か情報を配信して行く事ではないかと思います。この点に関して昨年の12月になりますが、それに対する一つの解答としてこのようないじめに関するパックを作りました、その中に先程ご覧頂きましたビデオも入っております。担当の先生もそのビデオを実際のカリキュラムの一環に取り入れて生徒に見せる事も出来ますし、また実際にそれに関して公の啓蒙活動の一環という事でいじめに関する情報を流したという事もありますし、いじめに関するウェブサイドの方もインターネットの方で公開しています。それから、付け加えましてこの中にどのような形で、いじめを無くすようないじめ対策のポリシーを作ったらいいかと、その手立ての方もこの中に入っていますし、又いじめを少なくするには、いじめの問題に対策を立てるにあたってはどういう戦略、戦術があるのかという事様々記述の方も載っています。その中の一つとして、過去にいじめられた経験のある年上の生徒、これが、実際いじめに悩んでいるような年下の子供達の相談相手になる事もあるかと思います。

ただ現在では、誰が悪いんだと、悪者は誰だという犯人探し的なアプローチは取っ

ておりません。学校としては、いじめ対策にあたっては、できるだけ多くの戦略、戦術を必要としていますが、いじめと一口に言いましても様々な違ったシチュエーションで起こり得るものですから、それに関連している、或いは、関与している生徒達の人数が様々ありますので、そちらに出来るだけ包括的な形で対応出来るというような情報を提供するという事が大変重要ですけど。

■ありがとうございます。私個人は体罰を暴力と区別して、うまく使うことが良いように思いますが、世界の流れは一切禁止という。それは仕方がないのかなと思っています。が、いじめだけは何としても減らさないといけないので、これからも参考とさせて頂きます。また、我々の政策に生かさせて頂きたいと思います。

Dept for Edu.& Emp.終わり

3月20日午後 イギリスTrust for the Study of Adolescenceにて John Coleman所長との談話

■どちらの方からお話して行くか、それとも私の方からTSAについてお話をするという形。どちらがよろしいですか。

■私の方から質問したい事があります。少し質問させて頂いて、後は先生から。先生のご研究が進んでいますので、それについてお話して頂ければと思います。

■■本日実は、スタッフの一人に大和奨学金制度で奨学金を得て日本に三回程行った

スタッフがいるのですが、そのスタッフが皆様方が本日いらっしゃるというニュースを聞きつけまして、その時には彼女もとても興奮状態だったのですが、残念ながら本日はトレーニングコースのほうに携わっておりますので、こちらに来られないという事で、私にくれぐれもよろしく伝えてくれという事だったので、彼女からの旨をお伝えいたします。

■まずは一寸、自己紹介。こちらが私の経歴です。これは1946年から1999年の間の少年の刑法犯の検挙人口、これを少し。これは10歳から20歳までの人口で割り算をしてレートを出しました。赤は殺人。これは強盗。緑は強姦。最近上がってきています。日本は戦争で負けていますから、1946年頃は、日本は貧乏、国民が貧乏でありましたし、治安も悪かった。それが経済発展するに従い、段々下がってきましたが、ここからバブルが弾けたせいなのか理由は分からぬのですが悪化しているのが伺えます。昨年2000年の1月から上半期の中で17歳の子供達の中で殺人事件がよく起きました。

■殺人事件が増えまして、1999年の上半期と比べると2000年の上半期では2倍にも増えているのです。少し増えすぎですので、分かり易くするために1990年の一番殺人の少なかった時を1として、それぞれの発生比率を求めたものであります。そうすると殺人事件も増えてきて、今は当時の2倍位。1990年の2倍です。昨年、2000年にもなれば3倍位にもなりそうですね。増加傾向にあるということがわかります。

何故こういう事件が起こるのか、新聞記者や国会議員の方々は、学校教育に問題があるのか、親の癖に問題があるのか、それとも他に何か原因があるのか。又、対策は

どうしたらよいのかという事について意見を言っているところですが、政府ではこれまで関係省庁が協力して何も何かをやるという事が出来なかつたのです。この研究所のように民間でこういう研究をやるところがあれば大変幸運なのですが、日本には無いので、厚生省の私のほうの研究所、文部省の研究所、警察庁の研究所、法務省の研究所という国の4つの研究機関がお互いに連携して、この問題の解明と対策についての研究レポートを書いていこうと去年の夏に決めたところであります。

■それで実は公衆衛生の、私共の研究所でも地方自治体の各現場で働いている保健婦がたくさんいまして、その人達が実際にこういう児童精神の患者さんを抱えてどうしたら良いか困っている状況にある事も分かりまして、これはやはり、そういう人材養成をやっている研修機関であり、研究機関である私共が何とかしなくてはいけないと思って研究を着手したんですが、その折りに見つけたのが実はこういうニュースなんです。

■この記事は、実は日本の文部省関係の財団法人が海外情報ニュースというもので、年に四回出しているものの一枚です。一番最初なんです。

その中を読むと、ここにイギリスに於ける青少年の反社会的行動の分析として、このTSAの紹介がされていたということです。

それでそういう事で今は勉強をしています。これを私、ずっと胸のポケットにいれているという事はいつも気にしているから、持っているんです。

それから、今、特に気にしていますのは実は、これから研究が直ぐ答えが出る訳ではないし、先生方と今後も情報交換をして

お互いに研究を進めて行こうと思っているのですが、当面私が一番気に入っている事は、実は事件の相当多くが児童精神疾患患者が関係している事、その中でも特に関係しているのが ADHD だということが分かって参りました。私共は国の研究所ですから原因追及という事も大切ですが、原因追及しても現在生きている ADHD の子供は助からない訳です。ですからその子供達の治療をどうしてあげるのか、教育をどうしてあげるのかと、いう事がどうしても大切な問題になってくる訳です。

■ そのような認識の下に、この質問状を作つて特に私が今気に入っているクエスチョンだけを、代表的なものだけを書いて来ました。先生には先ず、4番のところから入つて後1番のところをご説明頂ければ、大変ありがとうございます。

■■こちらの方が、私共が出版したものですが、もちろんこの本は、皆様に差し上げますがこれは、特に統計をイギリス国内で取つてまとめたものであります。特に一番最後の章に関しましては、イギリスに於ける犯罪という事ですから、この方からまず、始める事したいと思います。

■■こちらですが、例えば補導されたとか、必ずしも、残忍な犯罪行為をしたという事では無くて、軽罪を犯した場合でも、補導されたという事を含めていますので、その点だけご確認頂きたいことと、年齢なんですが、12歳から14歳。15歳から17歳。18歳から20歳というふうに年齢グループを分けまして、これで、統計を取っています。

これでお分かり頂ける事だと思いますが、1988年から98年までの10年間に渡つて統計を取つたものでして、上が男性について、下が女性についてです。大体の統計的

な観点からはあまり変化が無いという事です。

■■こちらは、全体に比べて軽罪で捕まつた人間がどれだけいるかというパーセンテージではありません。実際の件数で、実数で示されています。

■■こちらは、98年の一年間だけを中心に統計を取つたものですが、これが犯罪の種類という事で、内訳を示しています。

例えば、暴力行為ですか、強盗あるいは、ひったくりですか、性的な、レイプを含めて、ここに内訳が出ております。

■■こちらは、何故、殺人ケースが入っていないかという事になるんですが、20歳以下を対象に致しますと、本当に数が少ないんです。ですから、本の中にも実は入れておりませんで、ただこの数字が必要という事であれば、後で入手出来ると思います。

■ はい。日本の実数は、ここに書いてある。1999年の111ケース。

■ 人口、10万単位で行くと、0.77と言うのは、イギリスと比べて一寸多い感じがしますがどうですか？

■■かなり、多いです。

■■例えばこの18歳から20歳までの人のところ、男性で見て頂きますと一番初めのところ、暴力ですね、暴力行為のところは8300と言う件数になっているんですね。こちらが、殺人までは行かないまでも、犯罪の中でも極端な例と言えば暴力の8300じゃないかと思います。これは、対人での暴力行為ということですので。

■■女性の場合は1000です。同じ暴力行

為で。

■■実際の犯罪件数自体は、そんなに変わっていないという事を申し上げたと思いま
すが、では、何が変わったかと言うことに話を移しますと、この裁判所が青少年犯罪をどのように取り扱うかと、その扱い方が変わったんだと思います。

例えば、こちらの方の棒グラフを見て頂きたいんですが、例えば、15歳から17歳までのところに絞りますと、何か軽犯罪を犯したという事で服役をしなくてはいけない件数がかなり増えているんですね。これは同じように18歳から20歳までのところの年齢を取っても同じ事なんで、このような形で段々上昇傾向が出ていると。

これが1992年から98年の主な変化です。

■■この本についてですが、その他にも色々な内容の本がありますので、見て頂きたいという事と、この手の出版物としては、この組織のみが、イギリス国内で、出しているという事を付け加えさせて頂きまして。

それでは、質問条項の4番目から見て行きたいと思いますが、ここでは一番最初に残酷な犯罪として特に殺人について、質問がなされているようですが、先程から申し上げていますように、これは大変少数派となっておりまして、殺人まで行かないものの他人に対する暴力行為という事で見ると8000以上という数が出ておりました。イギリスに話を絞りまして、大体どの様な変化があったかと申しますと、まず先程申し上げたように、青少年が犯罪を犯して服役をするパーセンテージが増えたという事が一つ。

そして、二つ目になりますが、両親の参画と両親の責任を問うということで、例え

ば、自分の子供が犯罪を犯した時に、両親に対して罰金支払い命令が出されたり、或いは、両親に対して何か判決が言い渡されるというような事もあります。

■■ユース・ジャスティス・ボードの方にはもう既にいかれたようですがどうでしたか？ミーティングの方は。

■聞きましたが、あまり時間がなかったんで、ディスカッションの話は、ちょっと申し上げますとね。結局は、あそこは警察が、例えば子供さんが、一寸した傷害事件を起こしたとか、窃盗したりとか、そういう犯罪行為の初犯の子供さん達を追っかけて、情報を提供して、教育もして、大きな犯罪を起こさないようにという事なんですね。実は、日本の最近の殺人事件は、日本の警察庁の昨年の12月、丁度、4カ月前にデーターを出しておらず、最近の残忍な22件の殺人事件を分析したところ、過去に前科があると言うのかな、警察に記録のある子供達は三分の一で、最近の殺人事件の三分の二は今まで学校でも警察でも、地域社会でも問題が何も無い子だと言われている、あんなに勉強していた子が何故突然殺人をするのかというケースがすごく多いとのデーターが出て来たものですから。今回私達が非常に気にしているのは、若い時から警察に捕まったりしてフォローしている人ではなくて、普通のおとなしい子供達が、何故殺人をするのかというところに一番ポイントを当てているものですから、そこはあまり深い議論はしなかったんです。

ただ、今回の様にイギリスでやられている事は、我々の気にしている事件の三分の一には該当する訳です。しかし、どうも三分の二位は、そういう組織では我々の事件は減らせないと思っています。

■■そうですね、おっしゃっている事は、良くわかります。イギリスの場合ですとブレア政権が97年に誕生してから、その時にユースジャスティスボードの設立に至った訳ですが、メインの目的は特に青年犯罪、こちらの方により効果的に対応しようという事で、青年犯罪に係わるすべてを改善して行こうではないかと。特に時間ですね、例えばある青年が犯罪を犯してから、実際にどういう最終的な判決が下るのかという、ここまで時間が実に6カ月ですとか、8カ月掛かっていたのが今までの状況でしたので、ユースジャスティスボードを作ることによって、時間の短縮をしようというのが一つの目的だった訳です。

二番目になりますが、先程おっしゃっておられた様に、青少年犯罪を社会問題として捉えようという事で、様々な分野のプロ、警察ですとか、教育関係者、ソーシャルワーカー等を含めた形で、ユースオフェンディングチームというものを作った訳です。

ここで、前科のある、前歴のある青少年達に焦点を当てて青少年犯罪にどう対応して行こうかと、いう事が目的の一つでありますので、例えば全く今まで前科の無い子供達についてどうするんだという事。この問題が持ち上がって来てしまいすると、アプローチが異なっていると言うしかない訳ですね。

■その違った子供の方が、私共の日本では、殺人事件の件数が多いから、私共は大変心配しているのです。

■■それでは私達といたしましても、じゃあ、だから無視するのかと言いましたら全くそうではありませんので。ここで、大変興味深い皆さんのが心も高い分野であると思われる2つプログラムがあるのですが、その2つの新しいプログラムについてご紹

介したいと思います。一番初めのものですが、それは「シャアスタート」と呼ばれるもので、小学校に行き始めるまでの年齢ですから、5歳までの児童を対象としているものです。もう一つは「オントラック」というもので、こちらの対象年齢は、5歳から11歳となっています。

■■正直に申し上げまして、イギリスだからという事で学校ですか、普通の生活で将来、大変残酷な犯罪を犯すのではなかろうかという子供達をこの子とあの子というように見分けるというのはそれ程うまいとは思ってません。私達もTSAも同じようにその点ではうまく進んでいるのだと、先進的だとかいうつもりは全くありません。2つ信じている事があります。まず一番初めのところは、どういう子供達がそのリスクを持っているかという事で、それを見つけ出すには、まず一番初めは、その家庭を見る事だと思います。その育った家庭環境の中でリスクとなりうる要素が、どれだけあるかを見て行く。こちらの方には2つあると思うのですが、例えば社会的な観点から家庭を見るという事をします。例えば、貧民地区と呼ばれるような所に住んでいる家庭という事もあるでしょうし、或いは、健康という観点から見ますと、例えばADHDなんかもその良い例だと思うんですけど何か疾患だとか、症候群を患っている事は無いかも、という2つの物差しから見る事が出来ると思います。まず、一番初めに社会的な物差しでこのリスクグループを判定しようとした場合、このシャアスタートと、どのような関わりがあるかという事になりますけど、シャアスタートでは特にイギリス国内でも貧困地域ですか町ですか市、というところにターゲットを絞ります。貧困地域という時には、例えば失業率が高いですか、住環境が良くないで

すとか、麻薬取引が何時もなされているですとか、そういう状況に囲まれている地域を指すのですが、そのようなところに出向き、その家庭環境をいかに豊かに出来るかと、それを目的としたプログラムを行っています。具体的に申しますと、例えば家庭に一人ひとりが訪問するようなアドバイザーの育成、この育成に掛かる費用を肩代わりするとか、サポートスタッフのサポート体制を重視して行うという事でやっている訳です。コミュニティと地域社会の一つ一つに焦点を当てることによって、地域全体のレベルを底上げするというわけです。

コミュニティの中でも、この人とあの人というふうに絞ってしまうのでは無く、コミュニティ全体の底上げをしようという事でやっているのです。それをすれば、子供の行動にも変化が出て來るのでは無いかというようなもくろみでやっている訳です。

■■ここで一つ重要な事としましては、最近、一人ひとりの一生を追いかけるような、出生から大人になるまでというところを研究対象としているような研究論文も出て来ております。私も本の中で引用させて頂いたのですが、スウェーデンの方がやってらっしゃるものがありまして、例えば男の子が何人か生まれたと、その中でも、生まれながらにして、学校に行き始める年齢に達するもっと前に、何らかの形で ADHD のような障害の兆しを見せる子供はいるんですね。それが後に問題児になって行く訳なんんですけど、このところでは ADHD だけではなく、他の障害も含めて生まれながらの障害を見つけ出すというのは可能性としてはある訳です。ただ、これは人一人の一生を追い掛けて行くものですから大人になるまで最低でも 30 年はかかりますので、皆様が現在日本で抱えている問題の解決になるには時間がかかり過ぎるかも知れませ

んね。

■■ここでだんだん、話の方も面白くなつて来るのですが、例えばその子供達が学校に行き始める年齢に達した時どうなるか、

■■で、ここで問題になるのは、まず一番始めに、これをどうやって識別するかという方法論の問題と、それから識別には成功したという場合、子供のご両親をどう説得するかと言う事ですよね。それだけの問題ですから、別に犯罪を犯してという事でも無いでしょうし、ひょっとしたらまだ問題となるような、兆候とか兆しを見せていないかも知れない。両親としては全く、何で家の子供が認識されなければいけないんだ、選別されなければいけないんだろうという事だと思うんですけども、ここでやはり議論の中心となって來るのが、ステイグマの問題と思うんですよ。つまり世間体の問題というか。これは、大体一つの学級に 30 人位生徒がいると、この中で問題になりそうな子供は数えて見ると 2~3 人、ひょっとしたら 4 人位いるかも知れない。それで、後々難しくなるだろうから、問題児化するだろうからという事で、家庭に連絡をして訪問するわけです。実際に訪問された方は、「何でうちの子が」という事になると思うんですよね。

それに付け加えて言えば、問題を抱えているので、どういう対策をするのか分かりませんが、その子だけそのクラスから出してしまって、まわりは「あの子は何で何処かに行っちゃったんだろう」という様な事になる訳ですよね。

そうした時に、やはりそこにステイグマの問題が出てくる訳です。ここに介入の難しさがあるわけです。

■■ですから、人々一般の考え方としては、

その選別をするという事については、心穏やかでは無いというところがあった訳です。ですから、じやあこのプログラムをどうして行こうかと考えた時に、コミュニティですとか、或いは一人一人の生徒、児童という様な対象では無くて、例えば問題を多く全般的に抱えている学校、これをターゲットにしようと、いう事で介入プログラムを行う訳です。

■■私達が行っているプログラムですけれども、これは全般的に申し上げて三つの要素から成り立っていると思います。

まず一番目のところでは、学業成績の向上を目指しているという事です。特に学業が芳しく無い生徒、児童にターゲットを置きまして、その学業成績が向上するようにプログラムをする訳ですが、この犯罪と学業成績、こちらには関わり合いがありますが、やはり学校の成績も良ければ、犯罪を犯す確率も低くなる事が分かっています。

二番目ですけれども、こちらの方は、当該の児童の両親の協力体制を、如何に取つて行くかという事です。この方は、躊躇ですか育児ですか、色々あると思いますが、この両親の躊躇のスキルが高ければ高い程、子供達の周りに境界線を引いて、その犯罪を犯しがちな環境に置かない様にする事も出来、犯罪防止に有効であると考えています。

最後になりますけれど、これは子供達の自尊心を、如何に高めていくかという事です。これを高めて行けば同じスキルがあるにしても、悪い方に使う事を止めて、スキルの開発方法にしても、使い方にしても、もう少し良い道が開けると思うからです。

■■まあ、これだけのプログラムですが、やはりここまで整えたところで、全て順風満帆かというと、そうも行かない訳です。

と言うよりも、その参画してもらう学校の同意を取り付けないといけないという事で、そのプログラムを実施するとなると、学校側にしてみれば作業量が増えるという事に他なりませんので、すぐに首を縦に振ってくれるかどうかというと、振ってくれる訳は無いです。オントラックの方にしましても、私自身、そのプログラムのデザインですか、或いはセットアップですか、個人的に係わっておりまして、当地ブライトンでも幾つか「こういう学校は対象になるんじゃないかな」というふうに抜き出したところがあるんです。その中でも特に、「この学校は本当に凄い事になってるぞ」というところで、そこの生徒というのは必ず裁判所に出廷を命じられているというところで、「ここはどこはどうしても、絶対に入って欲しいな、参加して欲しいな」と思っていたんですけども、当該の学校側は「ノー」といって来た。で、その学校側の言い分だと、「もう既に充分に問題を抱えているのに」と。例えば、「教師の数だって足りていないのに」とか、「両親の賛同をどうやって取りつけるのか」とか、まあ色々な事を言ってきた訳です。私達としても、別にこれを強制的にやるという様なアプローチが出来ませんので。やはりこれは相手があつて初めて可能になる事ですから、相手の同意を取りつけるというところで困難がある訳です。

■■この様な形で、プログラムの口火が切られた訳ですが、オントラックの方が始まりまして、大体6ヶ月くらい経っていますけれども、実際にコレコレこういう効果が挙がりました、と言えるようになるまでに大体後、3年、ひょっとしたら4年位全体で掛かってしまうかも知れないんですけども、特に、関心を抱いて見守っているエリアで、特に両親の躊躇、こちらのスキルを

如何に向上させる事が出来るかという事です。

特に、親と言っても、ここでよく認識しなければならないのは、一言に親と言っても色々な種類があります。家族と一口に言っても色々な種類があり、様々傷付いている家族ですか、崩壊している家族とかがある訳です。

又、親御さんにしましても、例えば自らが鬱病になっている。鬱病とまでは行かなくても大変落ち込んでいるとか、或いは自分の子育ての仕方に自信が無いと思っている人もいる。そこで助けを求めている人もいる訳です。

そういう方に限って言えば、この子育てのためのスキルの向上プログラムは、大変うまく行くと思います。ただ、そうは言つても親は親なんですから、自分達も犯罪を犯している親もいる訳で、そうなつたら助けの手をなんて言つても、そんなの結構と言われてしまうところが関の山な訳です。ですから全ての家族に対して、これが上手く行くんですとか、万能だとは言えない訳です。ただ、そうは言って見たものの、心配性の親御さんですか、或いは落ち込んでいる方にとっては、これが自信の元にもなる機能をすると思います。

ただ、コレコレこういう結果ですと言える様になるには、やはり時間が掛かりますね時間が。

■■次ですが、問題児。問題児の中にも、特に「その内に犯罪を犯すのではないか」と思われる様な子供達をどのように認識して、選別して、評価をして行くのかという事ですけれども。

まず一番最初に、様々な研究結果が出されています。例えばアメリカとヨーロッパに限って言えば、ハッキリしている事は、特に青少年犯罪の場合は家族との密接な関

わりがあるという事。これはもう火を見るより明らかになっている訳です。例えば、両親はいうまでも無く、親戚或いは兄弟の中に、犯罪を犯した人がいる場合、やはり家庭の中に犯罪があれば、どうしても犯し易くなるというのが、一番初めの重要なファクターとしてあると思います。

二番目の要素ですけれども、こちらの方は貧困であるか否かと。貧困地域に住んでいれば、やはり犯罪を犯す確率も高くなつて来るという事。

三つ目ですけれど、特に両親が子供達にどの様に接しているかという、接し方の問題です。特に躾の観点から申し上げると、肉体的な体罰を加えている様な場合ですか、或いは体罰するにしても、ある一定の条件があって、「此処になつたら」という事で無くて、その怒り方にしてもむらがあり、その場合によって違うという時はやはり、子供は犯罪を犯す確率が高くなつて来る訳です。

四番目の、最後のファクターとしては、子供が青年期になって来た場合、この時にはやはりどういう友達と、言葉は悪いんですがツルんでいるか、どういう仲間たちと一緒にいるかと、こここのところが問題になつて来ます。

私の考えでは、もう一つあると思うんですけども、その学校というところも一つ、言えるんではないかと思います。大変今、学校によって、どうしても犯罪発生の高い学校があるので、そういうところで関連性を見出していくと、学校がその犯罪の減少に一役買える役割もあるんではないかと思っております。

■■それでは、一番初めのところの ADHDについて申し上げたいと思います。私はこの組織で働き始める前、心理医として実際に開業していた訳なんですが、今はもう

やっていますが、その時の経験も併せて回答しますと、ADHDには医療的な対処が必要とされると捉えられております。この国におきましては、薬としてはレトリンというものが幅広く使われていますので、例えば子供を抱えているご両親が、一寸うちの子は ADHD の兆しを見せてているのではないかと、いう様な事になった場合には、自分のところのファミリードクターなり GP のところに行って、薬の処方箋を書いて貰うと。そして、学校に於いても又、同じ様な対策を取ります。その学校には学校のスクールドクターがいますので、そこで授業中に何かそういう表情を見せるという事になった場合には、「じゃ何か薬が必要なんだから」という様な事で、医療的な対処をする訳です。薬を施して。ですから ADHD については、全く無いとは申し上げませんけれども、教育的な観点からのプログラムをやってドウコウというような物は、無いと言っても過言ではないと思います。

やはり、薬で対処するというのが、一般的な対処法じゃないかと思います。ただ、そうは言ったものの、特別な教育上のニーズを抱えている子供達のクラスというのは存在しますので、

■それは特殊学級みたいなもので・・・。

■■特殊学級ですね。

■■そこで、教える先生方というのは、特に男の子の場合が多いんですけど、その子達の行動様式を如何に変えて行くかという事のトレーニングを受けているし、どういうふうにしたら集中力がもう少し持続するようになるのかという事についても、トレーニングを受けています。

■■次に CD の問題ですけれども、これは大変難しい問題だと思います。と言うのは色々な状況があってその時その時、何が CD と診断されるのか、という事もやはり変わって来るから何です。とにかく、学校の先生達の立場から言わせれば、攻撃的になったり、或いは公共物なのに落書きをしたり、物を壊したりというような事も、コンタクトディスオーダーだと、先生達はおっしゃるだろうし、ですからその当該の青少年達が、どういう社会的なセッティングで置かれているか、それがどのように見られているかという事によって、この CD の判断が違って来る訳です。ただ、学校の場合は殆どのところでは、グループ分けをするような事も出来ておりますので、例えば、CD を持っているという様な子供達を 5 ~ 6 人のグループにして、その中で、キチンとしたトレーニングを受けた教師が、その子供達の指導に当たるという事もやられています。

大体、殆どの学校でその様なシステムがあります。或いは子供達のホーム、自助ホームのようなところで、国によって面倒を見られている子供達という事に焦点を絞りますと、大体そのうちの 80 %位は、コンタクトディスオーダーありと、見られる訳です。例えば、物を壊したり、ささいな犯罪を犯して見たり、逃げようしたり、という事をやっている訳ですね。

ただ、色々な研究があるんですけれど、その色々な。例えば、服役しているような人達を見ても、大体みんな CD を抱えているという結果が出ているんです。又、もう一つ興味深い事は、やはり先程少し触れましたが、女の子より男の子の方、男性と言った方がいいかも知れませんが、の方に多いという事が見られています。

■ ADHD の数、患者さんの数が、日本の

小児科医は増えていると、日本では増えていると、こう言っているんですが、イギリスではその ADHD の子供は、増えていると思っていますか？

■■全くその通りだと思います。イギリスに於いても増えていると思います。これは、その一人ひとりの一生を追いかけたものでは無い訳ですけれど、それはある程度の期間の統計を取って見たものですけれども、これでもそれが分かりますし、又、私の友人の小児心理士をしている友達の話ですと、この ADHD というのは増えているという事です。

ですから5年前 10 年前に比べれば、やはりこの ADHD を囲む全体的な、社会的な懸念というのは高まっていると思います。

■これは質問では無いんですが、日本の福島章さんという、東京大学を出た精神科医が、ADHD が増える理由を本に書いております。その中の一つに、恐ろしい事なんですが PCB など、人体中に入った有害物質、ダイオキシンとか。そういう環境汚染によって人体が汚染されて、それが胎児に移つて行って ADHD の発生原因となっているとの説があるという事を一寸だけご紹介しておきます。

■■そうですね。そのような事は、イギリス国内に於いても様々な議論がなされている分野でありますし、又、特に食事がどのように変わって来たかという事ですね。そちらについても、やはりこれが影響しているのでは無いかと言う人もいますし、また、レジャー活動の中でも、こういう物をしたらこういう子供が生まれたと。色々レジャー活動の影響ですか、或いはテレビだとビデオゲームだと、よく言われている

所ですけども、ただ、何であれこれからもう少し、因果関係をハッキリさせて行くために更に研究活動をする価値がある分野だというふうに私は思います。

■それから、日本で殺人事件が多いというのは、一つは子供が、犯罪を犯した子供が、人間を殺してみたいとかの希望を持っていた場合と、それからもう一つは、何もそんな事は考えて無いけれども、学校の先生に何か言わされたために急にかつとなつて、持っているナイフで、先生を刺してしまうと。こういうふうに、目的性を持っていい、殺人の計画性を持っている人と、持っていない場合の殺人事件と、二つに分かれます。

それで、要は殺人を起こした子供達を、解析して行く時に、私は自分の希望では、殺人を起こした子供の頭の MRI の写真から、ポジトロン CT の写真、血液検査、尿検査等をやれると、本当は、もう少し科学的にホルモン性なのか、脳の中の奇形なのか、色んな事によって、人間が犯罪を起こす、起こし易いという事が、検査出来るのではないかと思うんですが、果たしてイギリス等ではそういうような話はあるのでしょうか。

■■全く同感です。そのような形を検証して行くという事は、これから最も新しい道筋じゃないかと思います。一つ質問なんですけれども、イギリスの場合は大体暴力犯罪、特に殺人だけでは無くて、レイプも含め他人を襲うというような事についてですけれども、こういう場合は、大体薬物を乱用していたり、或いはアルコール中毒であったりというように、背景に何かがある場合が殆どなんです。これ日本の場合は、そのような形で重なっているという事は無いんでしょうか。その背後に、必ずアルコールの存在や薬物があるとか。

■■実際に新聞で探しても多分そういう話は聞かないでしょう。実際に、殆どアルコールだとか、薬物によって何か起こすというのは、日本ではまあいない。

■ちなみにエビデンス、科学的エビデンスがあるところまでは行きませんけれども、相当な疑いが持たれた事は、子供の時にイジメを受けた子が大きくなつて、殺人を犯したというケースが目立ちましたという報告もあります。（終わり）

Trust for the Study of Adolescence 終わり

分担研究

2. 少年犯罪の統計的観察（平成7年－11月、県別）

（分担研究者 土井 徹）

「思春期における暴力行為の原因究明と対策に関する研究」班

少年犯罪の統計的観察（平成7年—11年、県別）

平成12年度報告：統計資料の作成

保健統計人口学部 土井 徹

1. 目的

警察庁資料¹⁾による重要犯罪・重要窃盗犯検挙人員の「少年」の統計をみると平成12年1—6月で重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・略取誘拐、強制わいせつ）1,206名、重要窃盗犯（侵入盗・自動車盗・ひったくり・すり）3,502名等と記されている。これは前年同期間に比べ、前者は1.5%の増加、後者は14.6%の減少である。しかし、これらは検挙人員のみの資料であり、疫学で謂う「Population at Risk」の考え方を入れた解析が思春期における暴力行為の原因究明と対策のために必要である。本年度の研究では、その第一段階として少年犯罪に該当する年令人口を「Population at Risk」として、罪種別・県別に発生率等を算出し、県別の相違を観察するための基礎資料を作成する。

2. 資料及び方法

- 1) 犯罪発生数については警察庁から取得した統計資料²⁾「刑法犯少年検挙人員（県別、平成7年—11年）」と「触法少年（刑法）補導人員（県別、平成7年—11年）」を用いた。該当する年令人口については、平成7年—10年は住民基本台帳に基づく県別、5才年令階級別人口、平成11年は県別、5才年令階級別推計人口を用いた。
- 2) 上記の検挙補導人員に関する資料は、「刑法犯（少年）検挙人員（県別）」（以下、刑法犯と呼ぶ）が(1)14才—19才合計の検挙人員が罪種別（大分類が凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の6種類、小分類が大分類それぞれを細分して凶悪犯が1.殺人、2.強盗、3.放火、4.強姦の4種類に、粗暴犯が1.凶器準備集合、2.暴行、3.傷害、4.脅迫、5.恐喝の5種類に、窃盗犯はそのままの1種類、知能犯は1.詐欺、2.横領、3.その他の3種類に、風俗犯は1.賭博、2.わいせつの2種類に、その他は1.その他、2.占脱の2種類、なお占脱とは占有離脱物横領の略で俗に言う遺失物横領のことである）に分類され、また(2)罪種合計の検挙人員が14—19才の各年令別に分類されている。「触法少年（刑法）補導人員」（以下、触法犯と呼ぶ）は上記と同様に13才以下の者が集計されている。本研究の目的は罪種別に発生率等の指標を算出することにあるので、上記(1)の統計表を使用した。人口に関する資料は5才階級別であり、刑法犯の14—19才、触法少年犯の13才以下の年令区分にはそのままでは該当しない。したがって a. 刑法犯に関しては10—14才人口の1/5を15—19才人口に加えて発生率の分母人口にした。また、b. 刑法犯・触法犯合計に関しては10—14才人口と15—19才人口を加えて発生比の分母人口

口とした。これらの資料をもとに、以下のような発生率（分母が Population at Risk と考えられるもの）と発生比（正確には Population at Risk とならないもの）を算出した。

- (1) 刑法犯に関して罪種の大分類別に平成 7—11 年各年、平成 7—11 年合計の発生率（分母人口は該当年の合計を使用）と 95% 信頼区間を県別に算出した。
- (2) 刑法犯に関して罪種の小分類別に平成 7—11 年各年、平成 7—11 年合計の発生率（分母人口は該当年の合計を使用）と 95% 信頼区間を県別に算出した。
- (3) 刑法犯・触法犯合計に関して罪種の大分類別に平成 7—11 年各年、平成 7—11 年合計の対人口発生比（人口は該当年の合計を使用）を県別に算出した。
- (4) 刑法犯・触法犯合計に関して罪種の小分類別に平成 7—11 年各年、平成 7—11 年合計の対人口発生比（人口は該当年の合計を使用）を県別に算出した。

3. 結果

- (1) 表 1 は刑法犯（14-19 才）に関する人口数と検挙数を大分類別に示したものであり、表 1 (1) 平成 7 年から表 1 (5) 平成 11 年まで作成した。
- (2) 表 2 は表 1 と同様のものを小分類別に示したものである。
- (3) 表 3 は 95% 信頼区間を算出する際の 3 つの方法について、その相違を見るために平成 7 年の凶悪犯を例として検挙率ならびに 95% 信頼区間 (Confidence Interval, CI) を算出したものである。信頼区間の算出方法には、人口が大きいので(1)正規分布への近似(2)ボアソン分布への近似(3)逆正弦変換の 3 つが考えられるが、この表によれば(1)と(2)の結果は一致し、(3)も近い値となっている。理解がしやすいという面で(1)の方法を採用することにした。
- (4) 表 4 は人口 10 万対刑法犯検挙率と 95% 信頼区間を大分類別に示したものであり、表 4 (1) 凶悪犯から表 4 (6) その他犯まで作成した。
- (5) 表 5 は表 4 と同様のものを小分類別に示したものである。
- (6) 表 6 は人口数と刑法犯検挙人員・触法犯補導人員合計数を大分類別に示したものであり、表 6 (1) 平成 7 年から表 6 (5) 平成 11 年まで作成した。
- (7) 表 7 は表 6 と同様のものを小分類別に示したものである。
- (8) 表 8 は刑法犯検挙人員・触法犯補導人員合計対人口（10 万対）比を大分類別に示したものであり、表 8 (1) 凶悪犯から表 8 (6) その他犯まで作成した。
- (9) 表 9 は表 8 と同様のものを小分類別に示したものである。
- (10) 表 10 は平成 7 年—平成 11 年合計（平均）の人口 10 万対刑法犯検挙率と 95% 信頼区間を大分類別に示したものであり、表 10 (1) 凶悪犯から表 10 (6) その他犯まで作成した。
- (11) 表 11 は表 10 と同様のものを小分類別に示したものである。

4. 考察と次年度の課題

少年犯罪に関する資料は警察庁から入手したものであるが、公衆衛生領域の者には用語が不慣れなため、ここで整理しておく。まず、刑法犯（正確には「犯罪少年」）と触法犯（正確には「触

法少年」)は年令で区分されているだけのものであり、いずれも刑法に触れる罪を犯した少年という意味では同じである。刑法犯は14~19才、触法犯は13才以下である。刑法犯(犯罪少年)は、一旦家庭裁判所に送致、審判に付され、一方触法犯(触法少年)は児童相談所等へ通告され、審判に付されるべき理由のある場合は家庭裁判所で審判に付される。統計資料の罪種分類は刑法犯、触法犯とも同じである。また、刑法犯には「検挙」、触法犯には「補導」という用語を用いている。統計資料を見る上での注意点を以下に記しておく。

(1)統計資料は原票に基づいて集計されており、「放火・殺人」の場合は法定刑の重い「殺人」に計上される。同様に「暴行の結果、殺人に至った」場合で、起訴罪名が「殺人」となる場合には「殺人」に計上され、「暴行」には計上されない。

(2)県別分類は、被疑者の住所地に依っている。

今年度作成した統計表を概観すると、県別差異は明らかに存在しているように見受けられる。どの県にどのような少年犯罪が多く、何と関連しているのかといった統計的観察は次年度の課題である。

ここで、次年度の課題を以下に記す。

(1) 今年度作成した資料についての検討

- 1) 検挙率、検挙補導対人口比に県別差異はあるか
- 2) 検挙率、検挙補導対人口比の5年間(平成7年~平成11年)の変化(増加、減少など)を県別に調べる
- 3) 罪種間に関連があるかを調べる

(2) 他の資料との相互関連の検討

- 1) 人口との相関
 - (1)全人口 (2)年少人口割合 (3)老年人口割合
 - 2) 職業・産業との相関
 - (1)産業区分 (2)職業区分
 - 3) 人口動態統計との関連
 - (1)離婚率
 - 4) 成人犯罪との関連
- (3) その他

5. 今年度作成した統計表一覧

(1) 人口数と刑法犯検挙数(14~19才、大分類、全国・県別): 5種類

表1(1) 平成7年(人口数、大分類(6種) 検挙数)

表1(2) 平成8年(人口数、大分類(6種) 検挙数)

表1(3) 平成9年(人口数、大分類(6種) 検挙数)

表1(4) 平成10年(人口数、大分類(6種) 検挙数)

表1(5) 平成11年(人口数、大分類(6種) 検挙数)

(2) 人口数と刑法犯検挙数 (14-19才、小分類、全国・県別) : [20種類]

表2(1-1) 平成7年 (人口数、凶悪犯小分類(4種) 検挙数)

表2(1-2) 平成7年 (人口数、粗暴犯小分類(5種) 検挙数)

表2(1-3) 平成7年 (人口数、窃盗犯(再掲)・知能犯小分類(3種) 検挙数)

表2(1-4) 平成7年 (人口数、風俗犯小分類(2種)・その他(2種) 検挙数)

表2(2-1) 平成8年 (人口数、凶悪犯小分類(4種) 検挙数)

表2(2-2) 平成8年 (人口数、粗暴犯小分類(5種) 検挙数)

表2(2-3) 平成8年 (人口数、窃盗犯(再掲)・知能犯小分類(3種) 検挙数)

表2(2-4) 平成8年 (人口数、風俗犯小分類(2種)・その他(2種) 検挙数)

表2(3-1) 平成9年 (人口数、凶悪犯小分類(4種) 検挙数)

表2(3-2) 平成9年 (人口数、粗暴犯小分類(5種) 検挙数)

表2(3-3) 平成9年 (人口数、窃盗犯(再掲)・知能犯小分類(3種) 検挙数)

表2(3-4) 平成9年 (人口数、風俗犯小分類(2種)・その他(2種) 検挙数)

表2(4-1) 平成10年 (人口数、凶悪犯小分類(4種) 検挙数)

表2(4-2) 平成10年 (人口数、粗暴犯小分類(5種) 検挙数)

表2(4-3) 平成10年 (人口数、窃盗犯(再掲)・知能犯小分類(3種) 検挙数)

表2(4-4) 平成10年 (人口数、風俗犯小分類(2種)・その他(2種) 検挙数)

表2(5-1) 平成11年 (人口数、凶悪犯小分類(4種) 検挙数)

表2(5-2) 平成11年 (人口数、粗暴犯小分類(5種) 検挙数)

表2(5-3) 平成11年 (人口数、窃盗犯(再掲)・知能犯小分類(3種) 検挙数)

表2(5-4) 平成11年 (人口数、風俗犯小分類(2種)・その他(2種) 検挙数)

(3) 95%信頼区間算出の3つの方法

表3 人口10万対検挙率の95%信頼区間算出に関する3方法の比較

(4) 人口10万対検挙率と95%信頼区間 (14-19才、大分類、全国・県別) : [6種類]

表4(1) 凶悪犯(平成7—11年)

表4(2) 粗暴犯(平成7—11年)

表4(3) 窃盗犯(平成7—11年)

表4(4) 知能犯(平成7—11年)

表4(5) 風俗犯(平成7—11年)

表4(6) その他(平成7—11年)

(5) 人口10万対刑法犯検挙率と95%信頼区間 (14-19才、小分類、全国・県別) : [17種類]

表5(1-1) 凶悪:殺人犯(平成7—11年)

表5(1-2) 凶悪:強盗犯(平成7—11年)

表5(1-3) 凶悪:放火犯(平成7—11年)

表5(1-4) 凶悪:強姦犯(平成7—11年)

表5(2-1) 粗暴:凶器準備集合犯(平成7—11年)

- 表5(2-2) 粗暴：暴行犯（平成7—11年）
 表5(2-3) 粗暴：傷害犯（平成7—11年）
 表5(2-4) 粗暴：脅迫犯（平成7—11年）
 表5(2-5) 粗暴：恐喝犯（平成7—11年）
 表5(3-1) 窃盗：窃盗犯（平成7—11年）
 表5(4-1) 知能：詐欺犯（平成7—11年）
 表5(4-2) 知能：横領犯（平成7—11年）
 表5(4-3) 知能：その他犯（平成7—11年）
 表5(5-1) 風俗：賭博犯（平成7—11年）
 表5(5-2) 風俗：猥褻犯（平成7—11年）
 表5(6-1) その他：その他（平成7—11年）
 表5(6-2) その他：(再掲) 占脱（平成7—11年）

(6) 人口数と刑法触法犯検挙補導数（—19才、大分類、全国・県別）：[5種類]

- 表6(1) 平成7年（人口数、大分類（6種）検挙補導数）
 表6(2) 平成8年（人口数、大分類（6種）検挙補導数）
 表6(3) 平成9年（人口数、大分類（6種）検挙補導数）
 表6(4) 平成10年（人口数、大分類（6種）検挙補導数）
 表6(5) 平成11年（人口数、大分類（6種）検挙補導数）

(7) 人口数と刑法触法犯検挙補導数（人口10-19才、小分類、全国・県別）：[20種類]

- 表7(1-1) 平成7年（人口数、凶悪犯小分類（4種）検挙補導数）
 表7(1-2) 平成7年（人口数、粗暴犯小分類（5種）検挙補導数）
 表7(1-3) 平成7年（人口数、窃盗犯（再掲）・知能犯小分類（3種）検挙補導数）
 表7(1-4) 平成7年（人口数、風俗犯小分類（2種）・その他（2種）検挙補導数）
 表7(2-1) 平成8年（人口数、凶悪犯小分類（4種）検挙補導数）
 表7(2-2) 平成8年（人口数、粗暴犯小分類（5種）検挙補導数）
 表7(2-3) 平成8年（人口数、窃盗犯（再掲）・知能犯小分類（3種）検挙補導数）
 表7(2-4) 平成8年（人口数、風俗犯小分類（2種）・その他（2種）検挙補導数）
 表7(3-1) 平成9年（人口数、凶悪犯小分類（4種）検挙補導数）
 表7(3-2) 平成9年（人口数、粗暴犯小分類（5種）検挙補導数）
 表7(3-3) 平成9年（人口数、窃盗犯（再掲）・知能犯小分類（3種）検挙補導数）
 表7(3-4) 平成9年（人口数、風俗犯小分類（2種）・その他（2種）検挙補導数）
 表7(4-1) 平成10年（人口数、凶悪犯小分類（4種）検挙補導数）
 表7(4-2) 平成10年（人口数、粗暴犯小分類（5種）検挙補導数）
 表7(4-3) 平成10年（人口数、窃盗犯（再掲）・知能犯小分類（3種）検挙補導数）
 表7(4-4) 平成10年（人口数、風俗犯小分類（2種）・その他（2種）検挙補導数）
 表7(5-1) 平成11年（人口数、凶悪犯小分類（4種）検挙補導数）

表7(5-2) 平成11年(人口数、粗暴犯小分類(5種) 検挙補導数)

表7(5-3) 平成11年(人口数、窃盗犯(再掲)・知能犯小分類(3種) 検挙補導数)

表7(5-4) 平成11年(人口数、風俗犯小分類(2種)・その他(2種) 検挙補導数)

(8) 人口10万対検挙補導比(人口10-19才、大分類、全国・県別): 6種類

表8(1) 凶悪犯(平成7—11年)

表8(2) 粗暴犯(平成7—11年)

表8(3) 窃盗犯(平成7—11年)

表8(4) 知能犯(平成7—11年)

表8(5) 風俗犯(平成7—11年)

表8(6) その他(平成7—11年)

(9) 人口10万対刑法触法犯検挙補導比(人口10-19才、小分類、全国・県別): 17種類

表9(1) 凶悪犯:殺人(検挙補導数、対人口比)

表9(2) 凶悪犯:強盗(検挙補導数、対人口比)

表9(3) 凶悪犯:放火(検挙補導数、対人口比)

表9(4) 凶悪犯:強姦(検挙補導数、対人口比)

表9(5) 粗暴犯:凶器準備集合(検挙補導数、対人口比)

表9(6) 粗暴犯:暴行(検挙補導数、対人口比)

表9(7) 粗暴犯:傷害(検挙補導数、対人口比)

表9(8) 粗暴犯:脅迫(検挙補導数、対人口比)

表9(9) 粗暴犯:恐喝(検挙補導数、対人口比)

表9(10) 窃盗犯:窃盗(検挙補導数、対人口比)

表9(11) 知能犯:詐欺(検挙補導数、対人口比)

表9(12) 知能犯:横領(検挙補導数、対人口比)

表9(13) 知能犯:その他(検挙補導数、対人口比)

表9(14) 風俗犯:賭博(検挙補導数、対人口比)

表9(15) 風俗犯:猥褻(検挙補導数、対人口比)

表9(16) その他犯:その他(検挙補導数、対人口比)

表9(17) その他犯:(再掲)占脱(検挙補導数、対人口比)

表4(6) その他(平成7—11年)

(10) 人口10万対刑法犯検挙率と95%信頼区間

(14-19才、平成7年—11年合計、小分類、全国・県別): 4種類

表10(1) 凶悪犯

表10(2) 粗暴犯

表10(3) 窃盗・知能犯

表10(4) 風俗・その他犯

(11) 人口10万対刑法触法犯検挙補導比

(10-19才、平成7年—11年合計、小分類、全国・県別)：4種類

表11(1) 凶悪犯

表11(2) 粗暴犯

表11(3) 窃盗・知能犯

表11(4) 風俗・その他犯

6. 参考資料

- 1) 警察庁刑事企画課：犯罪統計資料第354号
- 2) 警察庁少年課：少年警察統計資料

表1 人口数と州別種差数(14-19才、大分類、全国・県別)
(1) 平成7年(人口数、大分類(6種)後挙数)

注) 人口は「住民基本台帳人口」を使用
14才人口は5才階級人口から推計のため小数点が付く

県名	14-19才人口	凶悪犯	通姦犯	窃盗犯	強盗犯	黒金犯	その他
00全国	10032480.0	1291	15449	81060	505	492	27452
01北海道	461629.0	57	760	2617	16	18	148
02青森県	122205.0	9	93	1064	1	8	97
03岩手県	113980.4	8	120	778	2	1	104
04宮城県	197191.8	28	230	1672	11	8	367
05秋田県	93868.0	7	51	751	5	4	118
06山形県	96781.0	3	132	641	2	5	136
07福島県	176635.8	11	343	2063	14	7	144
08茨城県	234789.8	26	389	1626	35	9	170
09栃木県	166555.4	5	274	866	3	7	342
10群馬県	165156.4	8	168	1104	4	6	245
11埼玉県	588473.2	91	741	3409	8	28	1983
12千葉県	486107.2	61	453	3074	10	12	1151
13東京都	804193.8	145	1704	6270	19	59	6451
14神奈川県	632781.4	97	1107	5305	22	27	2671
15新潟県	200779.2	22	233	1921	3	4	410
16富山県	90476.4	13	105	761	3	4	202
17石川県	97948.0	17	62	528	7	7	83
18福井県	65724.0	1	46	619	3	3	92
19山梨県	69182.0	6	42	388	0	2	53
20長野県	171602.8	8	180	1437	5	6	224
21岐阜県	177114.8	15	294	898	5	7	106
22静岡県	302821.4	30	305	1978	4	10	305
23愛知県	555208.4	53	648	3004	7	12	1532
24三重県	148416.0	18	141	1101	8	5	101
25滋賀県	111523.8	14	165	946	2	7	76
26京都府	206361.2	27	558	1788	9	6	781
27大阪府	658285.4	174	1736	8029	31	72	4004
28兵庫県	433504.0	38	579	4068	17	20	1533
29奈良県	122636.2	20	119	730	23	7	113
30和歌山县	85053.2	14	87	621	0	7	60
31鳥取県	50311.6	7	65	611	3	4	177
32島根県	61057.0	0	81	569	4	2	19
33岡山県	158130.2	14	240	1919	10	3	93
34広島県	233156.6	35	445	2381	89	16	439
35山口県	124060.6	7	150	1111	25	5	180
36徳島県	65325.4	1	117	537	1	0	76
37香川県	834448.2	6	114	632	4	4	73
38愛媛県	122627.8	13	86	1072	15	4	230
39高知県	69491.4	10	72	800	6	3	145
40福岡県	409426.0	97	1187	4702	21	23	1361
41佐賀県	75825.8	3	80	518	9	5	71
42長崎県	130497.8	18	135	1227	8	8	57
43熊本県	150666.8	14	227	1602	9	9	438
44大分県	103393.4	8	73	823	0	5	110
45宮崎県	101154.6	2	103	746	1	3	107
46鹿児島県	144276.2	11	259	1118	15	11	103
47沖縄県	121645.6	19	150	635	6	9	31